

平成 26 年版 楽学宅建 要点整理

(3628)

【法改正のお知らせ】

平成 26 年 7 月 25 日
 (株)住宅新報社
 出版・企画グループ
 TEL.03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 26 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 26 年 10 月 19 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P70 下 2 行目	その旨が <u>官報</u> または <u>公報</u> により	その旨が国土交通大臣にあっては <u>官報</u> に、都道府県知事にあっては <u>公報</u> または <u>ウェブサイト</u> への掲載その他の適切な方法により
P187 上 11～13 行目	都道府県にあっては <u>国土交通大臣</u> および <u>関係市町村長</u> に、市町村にあっては <u>国土交通大臣</u> および <u>都道府県知事</u> に	都道府県にあっては <u>関係市町村長</u> に、市町村にあっては <u>都道府県知事</u> に
P238 下 1 行目	～が <u>1 億 5,000 万円</u> 以下	～が <u>1 億円</u> 以下
P240 下 8 行目	残高のうち <u>2,000 万円</u> 以下の	残高のうち <u>4,000 万円</u> （ ）以下の
P240 下 6 行目の Point の上に追加	住宅の取得等が特定取得に該当しない場合には、「4,000 万円」ではなく「2,000 万円」になる。特定取得とは、住宅の取得等の対価額等に含まれる消費税額等が 8 % である場合のことである。すなわち、取得時等の消費税率が 8 % の場合（＝特定取得に該当する場合）には、「4,000 万円」であるが、消費税率が改正前の 5 % の場合や個人間売買のように消費税が課されない場合（＝特定取得に該当しない場合）には、「2,000 万円」になる。	